

再意見書

平成23年 3月 4日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 740-0022

住所 やまぐちけんいわくにしやまてちょういっちょうめ  
山口県岩国市山手町一丁目17番3号

氏名 かぶしきがいしゃ あい きゃん  
株式会社 アイ・キャン

代表取締役社長 柏 原 伸 二  
かいわばら しん じ

電話番号

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、下記のとおり再意見を提出します。

記

分岐端末回線毎の料金を導入すべきとする主張には、設備に係るリスクを可能な限り排除したいというのが要望事業者の本音でしょうが、一部事業者の利害に基づいた主張を通すことにより、設備競争とサービス競争のバランスが崩壊し、設備構築リスクを負ってサービスを提供している事業者が大きな影響を受けるとすれば、容認できません。

設備競争が重要とされるポイントの一つとして、競争各社の努力による低廉な料金の実現ということが挙げられますが、もし、分岐端末回線毎の料金が導入されることになれば、そのような設備競争の意義は、N T Tによる設備独占の前に崩壊すると考えられます。N T T以外の設備構築事業者は競争力を失い、それら事業者の所有する設備は意味を失うでしょう。

いままで投資を継続してきた当社からみれば、何ら予見性もなくこのような政策が導入されるとすれば、競争政策の考え方として、前述のような結果がもたらされることが明らかであるにも係わらず、なお分岐端末回線毎の料金の導入を検討するという点について、疑問を持たざるを得ません。何故なら、設備競争とサービス競争はバランスが取れて初めて健全な競争環境が整うものであって、N T Tによる設備の独占は、本来あるべき競争の進展に逆行するものだからです。一部の事業者がリスクフリーでサービスを提供し、料金競争を煽る状態は決して望ましいものではないはずです。

このたびのN T Tの申請案では、実績原価との乖離額が調整される制度を提案されていますが、誤差の修正程度とあっては、実際に設備を作るリスクとは比べ物になりません。ましてや、N T Tをはじめとする、大手事業者がN T T設備をシェアするとなった場合、N T Tも含めてそのリスクは極限までヘッジされることになります。このような大手キャリアと、当社のような地域の情報格差解消を目的とした地方のC A T V事業者が競争することは、もはや不可能です。

既に、需要があるエリアにおいては、N T Tや電力系事業者を含めて厳しい競争環境が現出しており、これらエリアに改めて料金競争を煽るような制度の導入は、情報通信の健全な発展という観点からは、中長期的にはマイナスと考えます。むしろ、今後の情報政策は、競争の行き届かないエリアにおけるインフラ整備の方策について力点を置かれるべきであると考えます。